**（４）明らかガイドラインシート**

|  |  |
| --- | --- |
| 起票部門長 | 起票担当者 |
|  年 月 日 |  年 月 日 |
|  |  |

～核兵器等開発等省令第2号及び第3号又は核兵器等開発等告示第2号及び第3号に定める
「明らかなとき」を判断するためのガイドライン～

以下の各項目について、確認すること。なお、取引の形態等からみて問いが当てはまらない場合には、
「－」に○をつける。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 貨物等の用途・仕様 | ①輸入者、需要者又はこれらの代理人から当該貨物等の用途に関する明確な説明がある。 | はい・いいえ・－ |
| ②需要者の事業内容、技術レベルからみて、当該貨物等を必要とする合理的理由がある。 | はい・いいえ・－ |
| 貨物等の設置場所等の態様・据付等の条件 | ③当該貨物等の設置場所又は使用場所が明確である。 | はい・いいえ・－ |
| ④当該貨物等の設置場所又は使用場所が軍事施設内若しくは軍事施設に隣接している又は立ち入りが制限されている等の高度の機密が要求されている地域であり、かつ、その用途に疑わしい点があるとの情報を有していない。 | はい・いいえ・－ |
| ⑤当該貨物等の輸送、設置等について過剰な安全装置・処置が要求されていない。 | はい・いいえ・－ |
| 貨物等の関連設備・装置等の条件・態様 | ⑥当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料についての説明がある。 | はい・いいえ・－ |
| ⑦当該貨物等及び当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料の組み合わせが、当該貨物等の用途に照らして合理的、整合的である。 | はい・いいえ・－ |
| ⑧異常に大量のスペアパーツ等の要求がない。 | はい・いいえ・－ |
| ⑨通常必要とされる関連装置の要求がある。 | はい・いいえ・－ |
| 表示、船積み、輸送ルート、梱包等における態様 | ⑩輸送時における表示、船積みについての特別の要請がない。 | はい・いいえ・－ |
| ⑪製品及び仕向地からみて、輸送ルートにおいて異常がない。 | はい・いいえ・－ |
| ⑫輸送時における梱包及び梱包における表示が輸送方法や仕向地などからみて異常がない。 | はい・いいえ・－ |
| 貨物等の支払対価等・保証等の条件 | ⑬当該貨物等の支払対価・条件・方法などにおいて異常に好意的な提示がなされていない。 | はい・いいえ・－ |
| ⑭通常要求される程度の性能等の保証の要求がある。 | はい・いいえ・－ |
| 据付等の辞退や秘密保持等の態様 | ⑮据付、指導等の通常予想される専門家の派遣の要請がある。 | はい・いいえ・－ |
| ⑯最終仕向地、製品等についての過度の秘密保持の要求がない。 | はい・いいえ・－ |
| 外国ユーザーリスト掲載企業・組織 | ⑰外国ユーザーリスト（最新のもの）に掲載されている企業・組織向けの取引については、リストに掲載されている当該需要者の関与が懸念されている大量破壊兵器の種別（核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル）と、輸出する貨物等の懸念される用途の種別（「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について」通達１の（３）に掲げる大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例等を参考に、輸出しようとする貨物等の特性から判断すること。）が一致しない。 | はい・いいえ・－ |
| ⑱外国ユーザーリスト（最新のもの）に掲載されている企業・組織向けの取引については、輸出しようとする貨物又は提供しようとする技術について、軍事用途に用いられる（利用される）旨が、その輸出（取引）に関する契約書又は輸出者（取引を行おうとする者）が入手した文書、図画若しくは電磁的記録において、記載若しくは記録されていないこと、又は輸入者（取引の相手方）若しくは需要者（当該技術を利用する者）若しくはこれらの代理人から連絡を受けていない。 | はい・いいえ・－ |
| その他 | ⑲その他、取引の慣行上当然明らかにすべき事項に関する質問に対して需要者からの明確な説明がない等の取引上の不審な点がない。 | はい・いいえ・－ |

「いいえ」が一つでもある場合は、輸出許可申請が必要か否かを最終判断するため、管理責任者に連絡し審査票及びチェックリストを提出すること。